

令和4年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等保育料負担軽減補助金  
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、届出保育施設、企業主導型保育事業所又は幼稚園（第2条において「届出保育施設等」という。）に児童を在籍させている世帯の経済的負担を軽減し、届出保育施設等への就園を奨励するため、令和4年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等保育料負担軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 届出保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する届出を行った施設のうち法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務を実施する施設又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設をいう。
- (2) 企業主導型保育事業所 法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもので内閣府から運営費の助成を受けたものをいう。
- (3) 預かり事業 子育て支援として幼稚園又は認定こども園において実施される2歳児受入れ事業（一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙の

一時預かり事業実施要綱に規定する一時預かり事業のうち「幼稚園型Ⅱ」を含む。)をいう。

- (4) 保育料等 届出保育施設等の設置者が徴収する入園料及び保育料をいう。
- (5) 多子世帯 保護者と現に生計を一として養育している子どもが2人以上含まれる世帯をいう。
- (6) 補助対象子ども 寒河江市内に居住している子どものうち、届出保育施設等に入所している児童（幼稚園の場合においては、満3歳未満の子どもに限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象子どもと同一世帯に属する父母その他の扶養義務者（家計の主宰者に限る。以下「保護者」という。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条に規定する支給要件を満たす者
- (3) 別表第1及び別表第2に掲げる対象児童及び市町村民税所得割課税額の合計額の区分のいずれかに該当する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 入所児童が子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定による子育てのための施設等利用費の支給の対象となる場合
- (2) 入所児童が企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成29年4月27日府子本第370号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に基づく企業主導型保育事業における施設等利用給付費の対象となる場合
- (3) 入所児童と同一世帯に税務申告を行っていない者がいる場合

(4) 入所児童の保育料等を滞納している場合

(補助金の額)

第4条 対象となる補助金の交付額は、別表第1及び別表第2に規定するとおりとする。

(補助金等交付申請書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに令和4年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等保育料負担軽減補助金交付申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 保育の必要性に係る申出書(様式第2号)

(2) 在園証明書兼保育料受領(見込)証明書(様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更申請手続)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請の内容を変更しようとするときは、前条に定める申請の手続きに準じて、令和4年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等保育料負担軽減補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業等実績報告書)

第7条 補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定にかかわらず、補助金を交付した日から起算して15日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、令和4年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等保育料負担軽減補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 在園証明書兼保育料受領証明書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第8条 市長は、補助事業の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(2) 前項の概算払は、令和4年4月から9月までの期間に係る補助金額を上限とする。

(帳簿等の保管)

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了する日が属する年度の翌年度の4月1日から起算し、5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。